



石油コンビナートの防災体制の充実強化について

特殊災害室

1. はじめに

我が国の石油コンビナートは、大都市に近接して設けられているところが多く、爆発、火災等の事故が発生すれば、大規模で特異な災害へ発展する可能性があります。

そのため、石油コンビナート等災害防止法（以下「石炭法」という。）では、大量の石油や高圧ガスが取り扱われている区域を「石油コンビナート等特別防災区域」（以下「特別防災区域」という。）として政令で指定し、総合的な防災対策の推進を図っています。

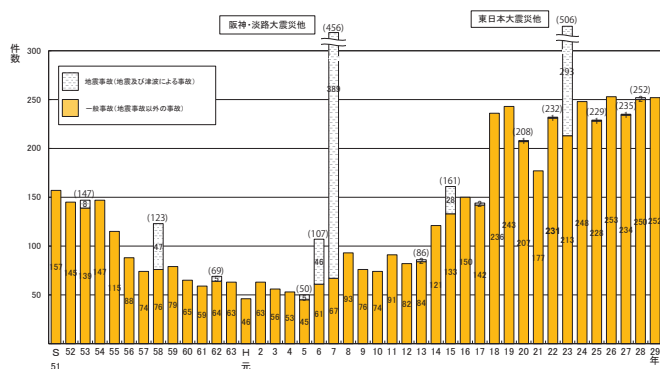
2. 特別防災区域の現況と事故発生状況

平成29年4月1日現在、特別防災区域は32道府県102市町村に83地区が指定されています。

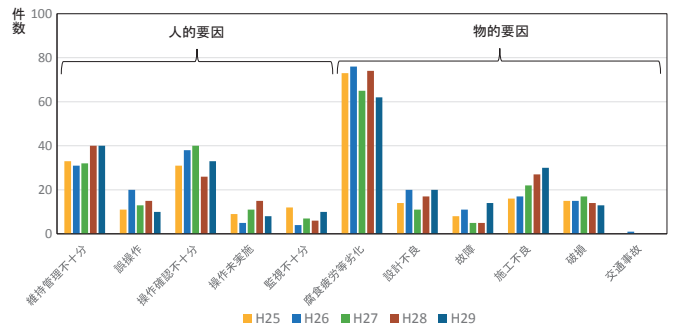
石炭法で規制される特定事業所は679あり、内訳は第1種事業所が353（レイアウト事業所168を含む）、第2種事業所が326となっています。

近年、特定事業所数は減少しているにも関わらず、事故件数は250件前後の高い水準で推移しており、平成29年中の事故件数は252件で、事故の種別は、火災130件、漏えい115件、爆発1件、その他6件となっています。

事故の主な原因は、腐食疲労等劣化62件、維持管理不十分40件、操作確認不十分33件となっており、過去5年の状況も同様の傾向を示しています。



【事故発生件数の推移】



【過去5年間の主原因別の事故件数の推移】

3. 石油コンビナートの防災体制の課題と最近の取組

石油コンビナートは、危険物等が大量に取り扱われ、設備が複雑に入り組んでいることから、事故が発生すると防災活動が困難であり、甚大な人的・経済的被害に発展する可能性があります。そのため、特定事業所の自衛防災組織には、危険物災害に関する知識と技術を持つ防災要員が必要です。消防庁では防災要員の資質向上を通じて自衛防災体制を強化するための取組を進めています。

(1) 「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」の実施

防災要員の技能及び士気の向上を図り、防災体制を充実強化することを目的とした「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」を、平成26年度から開催しています。

コンテストでは、特定事業所の自衛防災組織等が大型化学高所放水車及び泡原液搬送車等の安全を確保しながら適切に操作できるかどうかを審査しており、その中で優秀な成績を取めた自衛防災組織等を表彰しています。



【コンテストの状況】

(2) 「自衛防災組織等の防災要員のための標準的な教育テキスト」の作成

平成28、29年度に開催した「自衛防災組織等の教育・研修のあり方調査検討会」において、「自衛防災組織等の防災要員のための標準的な教育テキスト」を作成しました。

テキストは、特定事業所等で行われる教育・訓練に活用できるよう、災害時の初動対応や公設消防との連携等、防災要員が必要とする知識、技術を盛り込みました。このテキストは、関係道府県及び消防機関に配布するとともに、消防庁のホームページ上に公開しています。

4. おわりに

消防庁では、今後とも石油コンビナートの安全確保のため、特定事業所の災害対応能力の充実を図るなど、防災体制の充実に努めて参ります。

【参考】

- ・「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」の実施
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_18.html
- ・「自衛防災組織等の教育・研修のあり方調査検討会報告書（平成30年3月）」
- ・「自衛防災組織等の防災要員のための標準的な教育テキスト（平成30年3月）」
http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h29/jieibousai_kyouiku/index.html

問い合わせ先

消防庁特殊災害室
TEL: 03-5253-7528